

京都府国民保護協議会の概要

目的	京都府の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求める、京都府の国民保護措置に関する施策を総合的に推進する。 (法第37条第1項)
組織	会長：京都府知事（法第38条第2項） 職務代理：麻生京都府副知事（条例第3条、運営要綱第2条） 委員：知事が任命（58名〔定数60人〕）（条例第2条第1項）。 幹事：委員の属する機関の職員のうちから知事が任命（49名〔定数50人〕）（条例第5条第1項）。 ※委員、幹事とも任期は2年（法第38条第5項）。
所掌事務	① 知事の諮問を受け、京都府内の国民保護措置に関する重要事項を審議すること。（法第37条第2項第1号） ② 上記①の重要事項に関し、知事に意見を述べること。（法第37条第2項第2号） ③ 国民保護計画の策定または重要な計画の変更（軽微な変更を除く。）について諮問を受けること。（法第37条第3項）
運営方法	(1) 協議会の会議（条例第3条、第4条、運営要綱第3条関係） ①会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 ②会議は、会長が招集し、会長は議長となる。 ③協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 ④協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ⑤協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。 (2) 幹事会（条例第5条、運営要綱第5条関係） ①幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 ②幹事長は、京都府企画理事付参事（総括）の職にある幹事をもって充てる。 ③幹事会は、幹事長が招集する。
その他	協議会は、原則として公開とする。（傍聴要領は別紙のとおり。）

(注)「法」=国民保護法、「条例」=京都府国民保護協議会条例

「運営要綱」=京都府国民保護協議会運営要綱

○京都府国民保護協議会条例

平成17年京都府条例第26号

(平成17年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定により、京都府国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2 協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府国民保護協議会条例（平成17年京都府条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定により京都府国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条の規定により会長の職務を代理する委員は、危機管理の事務を担任する京都府副知事の職にある委員とする。

(会長の専決処分)

第3条 協議会を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は、次の協議会において報告しなければならない。

(部会)

第4条 条例第6条の部会の種類及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、京都府企画理事付参事（総括）の職にある幹事をもって充てる。
3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
4 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、京都府企画理事付において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行する。

傍聴要領

京都府国民保護協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 京都府国民保護協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに、受付してください。
- (2) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に審議会等の会長等が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを行なわない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

○国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)（抄）

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

第37条 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県に、都道府県国民保護協議会（以下この条及び次条において「都道府県協議会」という。）を置く。

2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- 二 前号の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 3 都道府県知事は、第34条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第33条第6項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

〔第33条第6項 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。〕

(都道府県協議会の組織)

第38条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都道府県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者
 - 三 当該都道府県の副知事
 - 四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長
 - 五 当該都道府県の職員（前2号に掲げる者を除く。）
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長
 - 七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。